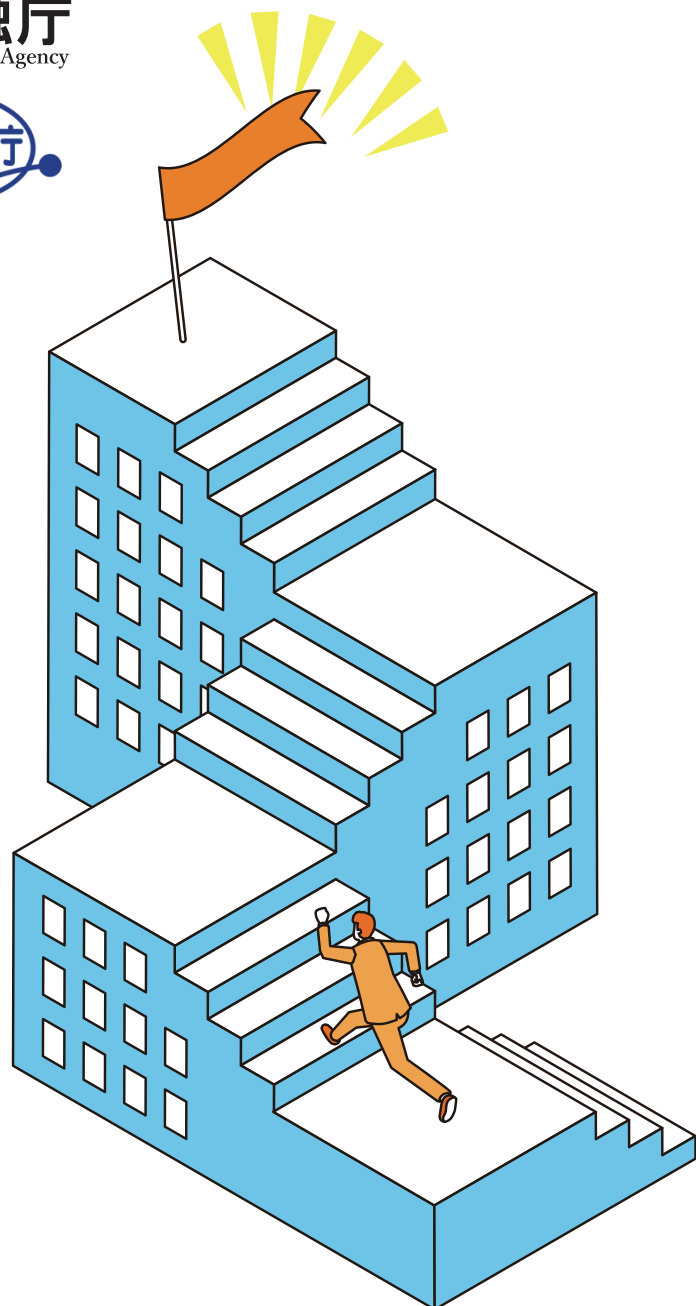




事業の強みを活かして
成長するための
「資金調達」
がしたい！

そんな中小企業経営者の方へ

資金調達のあたらしい選択肢

2026 年春ごろ
スタート (予定)

〔企業価値担保権〕

✓ 不動産担保や経営者保証等に
依存しない事業性に着目した
融資を後押しする制度です

✓ 金融機関による
タイムリーな経営支援の
促進が期待されます

金融機関にご相談ください…



資金調達の あたらしい 選択肢

企業価値担保権とは？

担保目的財産

事業全体の価値

対抗要件

商業登記簿への登記

※他の担保権との優劣は対抗要件具備の先後等

借り手（債務者・設定者）

株式会社・持分会社

自己の債務を担保するためにのみ設定可

借り手の権限

担保目的財産の処分は基本的に自由

※事業譲渡など事業の内容を大きく変え担保価値の毀損につながりうる 通常の事業活動の範囲外の行為には担保権者の同意を必要とする

担保権者

企業価値担保権信託会社（新設）

※銀行等には簡易な手続きで免許を交付

貸し手の権限制約

粉飾等があった場合を除き、経営者保証の利用を制限

貸し手（被担保債権者）

制限なし

※銀行以外にベンチャー・再生ファンド等も利用可



よくあるご質問

Q 企業価値担保権を活用する場合、金融機関とはどのような関係になるのでしょうか

A 企業価値担保権を活用した融資においては、事業全体の価値が担保価値になることから、事業に関する資料やデータの共有を通じて将来に向けた共通の目線を持つなど、これまで以上に金融機関と緊密な関係を築いていくことが想定されます。さらに、事業の成長・発展が担保価値の向上につながるため、金融機関によるタイムリーな経営支援の促進が期待されます。

Q お取引先等からどのような見方をされるのでしょうか

A 企業価値担保権が設定されたということは、金融機関が事業の将来性を評価しているということであり、これからも金融機関から継続的に適切な経営支援を受けられるということです。前向きな制度とご理解いただき、ぜひご活用をご検討ください。